

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

しゃべるふじっぴー制作業務

### (2) 業務内容

別添「しゃべるふじっぴー制作業務仕様書」のとおり。

ア 「しゃべるふじっぴー」のキャラクター設定の考案

イ 声優候補者の選出

ウ 「ふじっぴーの声」の制作

エ ふじっぴーの着ぐるみの作製

オ マニュアルの作成

### (3) 委託価格の限度額

4,800千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者。もしくは、他の都道府県及び政令市の入札参加資格を持っていること。
- (3) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（ア）から（キ）までに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

同業務委託仕様書に沿った企画内容であること。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館4階 静岡県知事戦略局広聴広報課

電話 054-221-2233 FAX 054-254-4032

E-mail PR@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

###### ア 交付期間

令和5年9月26日（火）から令和5年10月3日（火）正午まで

###### イ 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

##### (3) 提出書類等

###### ア 提出書類

参加資格確認申請書、宣誓書、企画書、見積書

###### イ 提出期限

参加資格確認申請書、宣誓書 令和5年10月3日（火）正午 郵送又は持参

企画書、見積書 令和5年10月12日（木）午後3時 郵送又は持参

###### ウ 提出場所

上記(1)に同じ（持参の場合、土曜日、日曜日祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

##### (4) プレゼンテーション

ア 日時 令和5年10月中旬

イ 場所 静岡県庁内会議室（予定）

ウ 内容 提案内容説明20分、質疑応答20分

詳細は申込者に別途通知する。

#### 6 その他

(1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (5) 照会窓口は、静岡県知事戦略局広聴広報課（電話番号054-221-2233）とする。